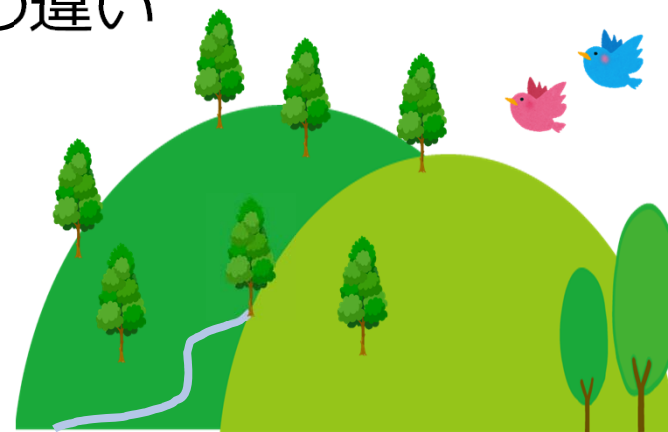


3-(2) ウラン濃縮原型プラントの廃止措置について

(本日のご報告内容)

1. ウラン濃縮原型プラントとは
2. ウラン濃縮原型プラントの廃止措置について
3. 計画の概要
4. (参考) 原子力発電所の廃炉との違い



3-(2)-1 ウラン濃縮原型プラントの廃止措置について

【ウラン濃縮原型プラントとは】

ウラン濃縮原型プラントは、ウラン濃縮の商業化に向けた機器の量産化、大型化、合理化、信頼性、経済性の面から最適なプラントの建設・運転システムの確立を研究開発テーマとして建設、昭和63年～平成13年まで連続運転を完遂し、約350t-Uの濃縮ウランを生産しました。

運転終了後は、平成14年11月～平成29年3月にかけてプラント機器内部に付着したウランの取り出しも行いました。



3-(2)-2 ウラン濃縮原型プラントの廃止措置について

ウラン濃縮原型プラントは、ウラン濃縮に関する研究開発など、当初の使命が終了したため、平成30年9月28日に国の原子力規制委員会へ廃止措置計画の認可の申請を行いました。

今後、原子力規制委員会から廃止措置計画が認可されたのちに、設備及び機器の解体撤去を段階的に実施し、約20年間で廃止措置の完了を目指します。

廃止措置対象施設

廃棄物貯蔵庫

ウラン濃縮原型
プラント

非常用発電機棟



ウラン濃縮原型プラントの廃止措置とは、加工事業の廃止措置です
(関連する全部の施設を廃止する計画です)

3-(2)-3 ウラン濃縮原型プラントの廃止措置について

【計画の概要】

- 放射性物質の漏えい低減、被ばく低減、事故防止対策等の安全対策を最優先に行います。
- 設備及び機器の解体撤去は、第1段階として、放射性物質の閉じ込め機能等を維持する設備を除く、運転を終了した設備から解体を行います。
- 第2段階として、放射性物質の閉じ込め機能等を維持する設備の解体を行います。
- 加工施設の設備及び機器の解体撤去を通して、民間のウラン濃縮施設で活用できる技術開発を行います。



設備及び機器の解体のイメージ



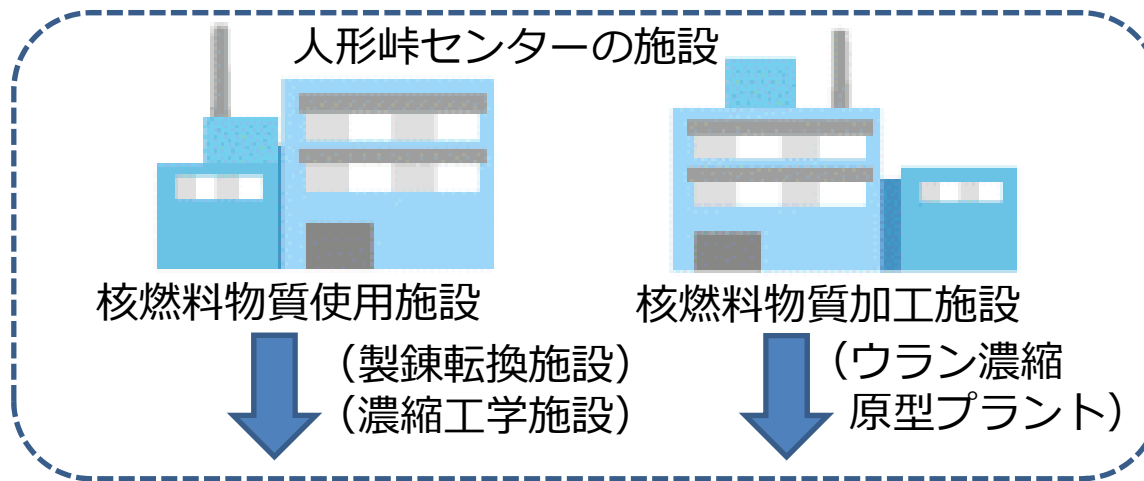
第1段階：運転を終了した設備

第2段階：
放射性物質の閉じ込め機能を維持する設備

建物本体

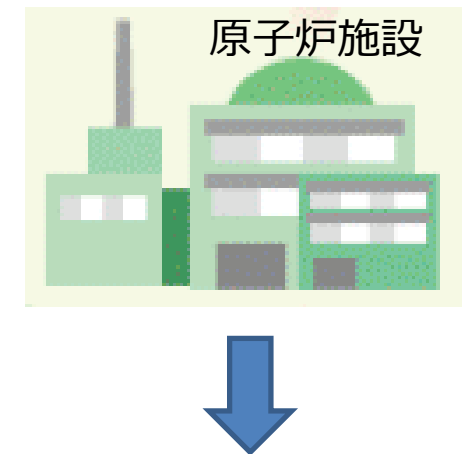
3-(2)-4 (参考) 原子力発電所の廃炉との違い

原子力発電所を廃炉する場合は、放射能が弱くなる期間などを考慮する必要があり、実際の廃炉作業に着手するまで一定期間を要するのに対し、加工施設（ウラン濃縮原型プラント）を廃止する場合は、直ちに施設の解体に取り掛かることができます。



原子炉等規制法に基づく「使用変更許可」を得ることにより、建物内の部分的な設備解体・撤去が可能。

原子炉等規制法に基づく「加工事業廃止措置認可」を得て、全ての建物の設備解体・撤去等を行うことで事業許可を失効させる。



原子炉等規制法に基づく「原子炉廃止措置認可」を得ることにより、1基毎の原子炉設備の解体・撤去が可能。